（自家用有償旅客運送）

第四十九条　法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は前条第一号、第三号若しくは第五号から第十三号までに掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行う場合にあつては、第五十一条の二十九の名簿に記載されている者）及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イ・ロ　（略）

ハ　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者

ニ　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四条第二項に規定する障害児

ホ～チ　（略）

（申請書の記載事項）

第五十一条の二　法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数並びに当該事務所ごとの同時に運行する自家用有償旅客運送自動車の最大の数

四　（略）

（申請書に添付する書類）

第五十一条の三　法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　特定非営利活動法人等にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（第四十八条第三号及び第十二号に掲げる者にあつては、これらに準ずるもの）

二～六　（略）

七　福祉自動車（第四十九条第二号イからチまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第五十一条の十六第三項に規定する要件を備えていることを証する書類

八～十四　（略）

十五　その他国土交通大臣が必要と認める事項を記載した書類

（自家用有償旅客運送）

第四十九条　法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行うものであつて、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（特定非営利活動法人等が行う場合にあつては、第五十一条の二十九の名簿に記載されている者）及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）

イ・ロ　（略）

ハ　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二条第四号に規定する知的障害者

（新設）

ニ～ト　（略）

（申請書の記載事項）

第五十一条の二　法第七十九条の二第一項第三号の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　（略）

三　事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

四　（略）

（申請書に添付する書類）

第五十一条の三　法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　特定非営利活動法人等にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書並びに役員の名簿（第四十八条第二号及び第十号に掲げる者にあつては、これらに準ずるもの）

二～六　（略）

七　福祉自動車（第四十九条第二号イからトまでに掲げる者が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車内に乗り込むことを可能とする乗降補助装置その他の装置を有する自動車をいう。以下同じ。）以外の自動車を使用して福祉有償運送を行おうとする者にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者その他の乗務員が第五十一条の十六第三項に規定する要件を備えていることを証する書類

八～十四　（略）

（新設）